

(公社) 岩手県トラック協会  
会員事業者各位

(公社) 岩手県トラック協会  
会長 高 橋 嘉 信



## 〈重要〉岩手県「運輸事業者運行支援緊急対策支援金」(第5弾)について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の業務運営に対し特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、岩手県では長引く燃料価格の高止まりが県内のトラック運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な役割を果たすトラック運送事業者の安全、安定した運行を支援することを目的として、県内で貨物運送事業を営む事業者に対し、引き続き支援金を支給することとなりました。つきましては下記の通りお知らせいたしますので、積極的に活用いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 支給対象者 次のいずれにも該当する方

- (1) 申請書類提出時点において岩手県内で貨物自動車運送事業を継続して営んでいること。  
(一般貨物 ※霊柩を含む、特定貨物、貨物軽自動車運送)
- (2) 県内に本社を置く事業者又は、県内に支店、営業所を有する事業者で、中小企業者であること。  
※中小企業者(運輸業): 資本金3億円以下又は従業員数300名以下の事業者
- (3) 岩手県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等ではないこと。

#### 2. 支給対象車両

支援金の支給対象となる車両は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 支給対象者が支援金申請書類提出時点において、現に営業用として保有する被けん引車を除くトラック等(貨物軽自動車を含む。以下同じ。)であること。
- (2) 県内登録の車両であること。(ナンバープレートの地域名が「岩手」「盛岡」「平泉」)
- (3) 支援金申請受付期間内において、県が実施する燃料価格高騰に係る他の支援金又は交付金の支援を受けていない車両。

#### 3. 支援金の額 **ご注意ください！！** 今回は **2万1千円／1両** となります。

対象車両の数に2万1千円を乗じた額となります。

#### 4. 申請書類 (全てA4サイズでご準備願います。)

申請様式は岩手県トラック協会HPの特設ページに掲載しております。(記入例あり)

- (1) 運輸事業者運行支援緊急対策支援金 申請書兼請求書(様式第1号)

(2) 支給対象車両一覧(様式第2号)

(3) 支給対象全車両の車検証等

①自動車検査証(紙、A4判)はその写し。

②電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項(A4判)」の写し。

※自動車検査証(A6版:小さい紙)ではありません。

(4) 対象事業者であることを証する書類

|                                                                              |                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① これまでの支援事業で支給決定を受けた方<br>「運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給決定通知書(第1弾~第4弾)」 <u>いずれか</u> の写し。 |                                                                                              |
| ② 初めて申請する方                                                                   |                                                                                              |
| ア) 県内本社 of 事業者                                                               | 許可書(認可書)又は、<br>履歴事項全部証明書(発行6カ月以内のもの)<br>※紛失や組織変更等により「許可書」記載の名称等が現状と異なる場合には履歴事項全部証明書を提出して下さい。 |
| イ) 県外本社事業者の<br>支店、営業所 等                                                      | 許可書(認可書)及び<br>履歴事項全部証明書(発行6カ月以内のもの)                                                          |

(5) 振込先調書(様式第3号)

★初めて申請する方は記載口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)を添付してください。

※振込先の記載ミスにより生ずる費用(再振込に係る手数料等)については、申請者にご負担いただきますので、誤りのないよう記載をお願いいたします。

※前回まで提出いただいた“東北銀行の振込依頼書”の提出は不要です。

(6) その他 岩手県からの指示により、前項以外の書類の提出をお願いする場合があります。

5. 申請期間 令和7年1月30日(木)~令和7年4月25日(金)

6. 書類の提出先

(公社)岩手県トラック協会内 「岩手県運行支援緊急対策事業 事務局」 宛てに提出して下さい。 〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9番1号 ※FAX、メールは不可

7. 支援金支給までの流れ

①申請受理→ ②(岩ト協)申請内容の確認(県へ報告)→ ③(県)支給可否の決定  
→ ④(岩ト協)県からの通知を受け、決定通知書を送付(原則電子メール)  
→ ⑤(岩ト協)指定口座に順次振込み

※申請受理から決定通知書交付まで最大4週間程度の日数を要する場合があります。

※決定通知書の送付から入金までは2週間～4週間程度の期間を要する場合があります。

8. 支援金の返還／報告及び検査

- (1) 虚偽の申請等により、要件に該当しないことが判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。
- (2) 既に支援金が支給されている場合には、適当な期限を定めて返還を命じることがあります。
- (3) 支援金支給事業の適正・円滑な実施のため、支援事業者に対し必要な報告を求め又は立ち入り検査を行うことがあります。

9. その他 本件についてのお問い合わせは（公社）岩手県トラック協会までお願いいたします。

専用メールアドレス shienzigyou@iwatokyo.or.jp

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

★支援金事業特設ページ

URL [https://iwatokyo.or.jp/?page\\_id=6991](https://iwatokyo.or.jp/?page_id=6991)



以上